

○交通結節点整備に関する主な事業手法の比較

事業名	事業概要及び対象地区等	種別	補助対象施設	補助対象				事業主体	補助率	備考
				設計費	用地費	補償費	工事費			
交通結節点改善事業	鉄道駅等交通機関間の円滑な乗り換え、鉄道による市街地分断の解消、駅周辺の放置自転車問題やバリアフリー化への対応等のため、道路と鉄道等の交通施設との結節点の向上を図る事業 (対象地区) 1) 対象となる交通結節点 ・乗降客5,000人/日以上以上の鉄・軌道駅 ・バスターミナル、バス停留所(運行100便/日以上)等 2) 対象となる施設 ・自転車滞留空間等(駅前広場、交通広場等) ・歩行者、自転車空間(デッキ、自由通路等) ・アクセス道路等 3) 整備地区 以下の計画・構想が策定されている地域内で、上記施設整備が位置付けられているもの ①都市圏交通円滑化総合計画 ②駅周辺交通環境改善計画 ③交通バリアフリー法基本構想等	結節点改築(道路内) (基幹事業)	自転車滞留空間(都市計画道路として決定された駅前広場等) (都市計画道路として決定された歩道等)	○	○	○	○	地方公共団体	1/2	都市計画決定が必要 道路法による道路認定が必要
		結節点環境改善(道路外) (効果促進事業)	歩行者・自転車空間 自転車滞留空間	-	-	-	-	地方公共団体 民間事業者(自転車駐車場整備のみ)	1/2	交通結節点改善事業と一体整備が条件
道路交通環境改善促進事業 (効果促進事業)	市街地における安全かつ円滑・快適な道路交通環境を効率的に確保するため、交通安全施設等整備事業、街路事業等の整備にあわせ道路空間と一体となって機能する歩行者通路や交通広場などの交通安全施設と同様の機能を有する施設を整備する事業 (対象地区) 1) 三大都市圏の概成市街地、近郊整備地帯、都市開発区域 2) 県庁所在都市又は人口5万人以上の市の区域		歩行者・自転車空間 自転車滞留空間	-	-	-	-	地方公共団体 民間事業者(自転車駐車場整備のみ)	1/2	道路空間と一体整備が条件
都市・地域交通戦略推進事業 (基幹事業)	徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通からなる都市の交通システムを明確な政策に目的に基づいて総合的に整備する事業 (対象地区) 1) 中心市街地の活性化に関する法律による認定を受けた基本計画区域 2) 都市鉄道等利便増進法による認定を受けた交通結節機能高度化計画区域 3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化促進に関する法律による基本構想区域 4) 国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画の重点区域 5) 総合的な都市・地域総合交通戦略を策定している区域 6) 先導的都市環境形成計画区域		公共的空間等 ^{※1} の整備	○	○	○	○	地方公共団体 都市再生機構協議会 第三セクター 民間等	1/3	
			公共的空間等の整備に併せて整備される施設 ^{※2}	○	○	○	○	地方公共団体 都市再生機構協議会 第三セクター (民間)等	1/3	
			整備計画の作成					地方公共団体協議会 第三セクター NPO 交通事業者等	1/3	

※1 公共空間等

- a.歩行者通路・広場・人工地盤・公開空地、b.荷さばき駐車場、c.駐車場(利用排他性の無いP&R駐車場を含む)、d.駐車場有効利用システム、e.自転車駐車場、f.バリアフリー交通施設(エレベーター、エスカレーター、動く歩道)、g.路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備、h.a～fと一体となった鉄道施設等の整備

※2 公共的空間等の整備に併せて整備される施設

都市情報システム、地下交通ネットワークの管理安全施設、公共交通機関の利用促進に資する施設

※詳細については、各事業の採択基準、要綱を参照されたい。